

第3期中期目標・中期計画及び年度計画の策定並びに評価に係る業務手順書

平成27年3月30日学長裁定
一部改正: 令和2年12月1日

(趣旨)

第1条 この業務手順書は、第3期中期目標期間中における中期目標・中期計画及び年度計画(以下「中期目標・計画等」という。)の策定及び評価を行うために必要な事項を定める。

(中期目標・計画等及び第3期アクションプランの策定)

第2条 学長及び副学長は、中期目標・計画等を策定するために各部局の意見を徴取し、その意見を反映する。

- 2 中期目標・計画等の策定は、学長のリーダーシップの下、副学長(総務企画担当)が全体を統括する。
- 3 中期目標及び中期計画の行程管理等を行うために、予め中期目標期間の年度計画と達成目標及び達成指標、を記載した第3期アクションプラン(以下「アクションプラン」という。)を作成する。
- 4 アクションプランを作成するにあたり、中期計画ごとに担当する副学長を明確にする。
- 5 第3項に規定するアクションプランは、毎年度の実施状況に応じて修正する。
- 6 中期目標・計画等の策定及び変更を行う場合は、大学戦略会議、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て手続きを行わなければならない。

(自己点検・評価及び実施状況の管理)

第3条 中期計画及び年度計画に対して実施する業務の自己点検・評価は、学長のリーダーシップの下、担当副学長と各部局が連携して実施する。

- 2 自己点検・評価は、恣意的とならない評価を実施するために、原則として、客観的データに基づき行う。
- 3 自己点検・評価の結果に基づき、当該事業年度中に学長及び副学長(総務企画担当)によるヒアリングを実施する。
- 4 学長は、前項のヒアリングに基づき実施状況を確認し、国立大学法人評価委員会が定める実施方針等に従い実績評価を行う。
- 5 中期目標・計画等に関する実績報告を行う場合は、大学戦略会議、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て手続きを行わなければならない。

(国立大学法人評価委員会の評価結果の活用)

第4条 学長は、国立大学法人評価委員会による評価の結果(以下「評価結果」という。)を検証し、大学の運営及び諸活動の向上のために活用する。

- 2 学長は、評価結果に基づき、組織及び業務の見直し等の重要事項の方針を定め、必要な措置を講ずる。
- 3 改善を要する事項については、学長は担当副学長に改善に必要な指示を行い、各部局と調整の上、速やかに改善策の検討を行い、改善を図る。

(評価結果の公表)

第5条 評価結果は、山口大学 Web ページに掲載し遅滞なく公表する。

(事務)

第6条 中期目標・計画等の策定及び評価に関する事務は、総務企画部企画・評価課において処理する。

附 則

この業務手順書は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この業務手順書は、令和2年12月1日から施行する。